

杉並区における中学校部活動の在り方検討委員会設置要綱

令和 5 年 4 月 25 日

杉教第1062号

改正 令和 6 年 3 月 29 日杉教第11825号

(設置)

第 1 条 生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、杉並区における中学校の部活動の在り方について検討することを目的として、杉並区における中学校部活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動の在り方に関すること。
- (2) 部活動における支援全般に関すること。
- (3) 部活動の活動状況の検証・評価に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局学校整備・支援担当部長
- (2) 教育委員会事務局教育政策担当部長
- (3) 区民生活部スポーツ振興課長
- (4) 教育委員会事務局学校支援課長
- (5) 教育委員会事務局生涯学習推進課長
- (6) 杉並区立済美教育センター所長
- (7) 杉並区立済美教育センター統括指導主事
- (8) 杉並区立中学校長
- (9) 教育委員会事務局学校支援課指導主事
- (10) 杉並区立済美教育センター指導主事
- (11) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会事務局学校整備・支援担当部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校整備・支援担当部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 杉並区における中学校部活動検討委員会設置要綱（令和 2 年 3 月 31 日杉教第11863号）は、廃止する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日杉教第11825号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。